

味わうマルシェ出店者募集要項

KIRI-NOËL KAMEOKA 2026では飲食を提供される出店者を募集します。
出店を希望される方は、募集要項及び留意事項をご確認のうえ、ご申請ください。

1. KIRI-NOËL KAMEOKA(キリ-ノエル カメオカ)2026について

- 1)開催概要 日程： 令和8年12月5日(土)、6日(日)の2日間 ※荒天中止
時間： 14時～19時
場所： かめきたサンガ広場およびその周辺
- 2)開催趣旨 亀岡市観光協会は、創立 60 周年を機に整備してきた記念植樹のモミの木
を新たなまちのシンボルとして、これからの未来につながるまちづくり・観光地
づくりに取り組んでいます。
その一環として、湯の花温泉観光旅館協同組合と連携し、地域の皆さまや
観光で訪れる方々が一緒に楽しめる冬のイベント「KIRI-NOËL
KAMEOKA 2026」を今年初めて開催します。
クリスマスマーケットや親子で楽しめる体験イベント、イルミネーションなどを
通じて、地域の魅力を発信し、「住んでよし、訪れてよし」のまちづくりにつな
がる冬の恒例イベントを目指します。
ぜひ出店を通じて、地域の皆さまと一緒にイベントを盛り上げていただければ
幸いです。
- 3)主 催 一般社団法人亀岡市観光協会、湯の花温泉観光旅館協同組合



2. 出店概要

1)日 時 令和8年12月5日(土)、6日(日) 14:00~19:00

2)場 所 かめきたサンガ広場(JR 亀岡駅北口すぐ)

3)募集店舗数 各日10店舗程度

(一般募集枠 飲食 10 店舗、雑貨 10 店舗／主催者企画枠 5 店舗
合計 25 店舗の出店者が参加予定です。)

4)区画サイズ及び出店料

①出展者区画(4m×4m以内):20,000円

②キッチンカー(全長:5m、全幅:3m 以内):20,000円

※申込数は1店舗あたり1区画とし、複数申込不可。

※掲示物や付帯設備等を含め、全て区画内に収めてください。

※軽自動車登録で車高 2.0m 以上の加工車両は出店不可

※車検証と実車両のサイズ等が異なる車両の出店不可

5)出 店 場 所 かめきたサンガ広場 芝生広場

※出店場所は指定できません。主催者で抽選し決定します。

※キッチンカー及びテント出店者の会場への車両乗り入れは、
指定の時間(別項参照)に限ります。

6)応 募 資 格 (下記①~⑤全ての要件を満たす者)

①「亀岡の霧」を連想させる飲食物を企画し、提供する者

例:肉まん、温泉まんじゅう、スフレケーキ、フォームドレー等

②申し込みの時点で企画案を提出できる者

②募集要項、留意事項等各事項を遵守できる者

③下記のいずれかに該当する者

・露店飲食店営業許可を取得している者(テントによる出店)

・自動車による飲食店営業許可を取得している者(キッチンカーによる出店)

※但し、令和4年 10 月 1 日以前取得の営業許可書における営業範囲が
京都市内のみの者は、出店不可

・固定店舗での営業許可を取得している者(会場で調理をしない場合のみ)

④食品衛生責任者資格を取得している者

⑤食品営業賠償共済または生産物賠償責任保険(PL 保険)に加入している者

7)抽選方法等 お申込みいただいた内容は、全て関係機関による適格審査を受けます。
適格審査後、募集店舗数を越えた場合の抽選及び出店区画位置については
主催者による厳正な抽選により決定します。応募多数の場合は、企画商品に
ついて主催者による審査を行い、より本イベント趣旨に適した事業者を優先
します。なお、出店区画位置の変更はできません。販売品目が隣接同士で
重複する場合がありますので、悪しからずご了承ください。

8)出店キャンセル・出店料の返金について(キャンセルポリシー)

- ① 原則としてキャンセルは認めません。出店の決定を連絡後、出店料入金までにキャンセルの場合は出店料全額を請求します。
- ② 出店者の都合によるキャンセルの場合は一切の返金をいたしません。
- ③ 主催者判断による中止(※)の場合、半額返金(事前準備経費を勘案)します。
- ④ 規約違反、搬入時間の遅刻により出店できなかった場合は、返金しません。
※中止とは、荒天によりイベントが中止となった場合とします。

9)出店条件 主催者準備設備及び出店者準備施設

- ① 主催者による準備施設は、出店スペース及び電源(1,500w×1口)のみ。
※2口使用の希望は応相談
※テントや机など、営業に必要な備品等は出店者で準備、設営してください。
※**景観づくりの観点から、出店枠前面の設えは統一的なものを主催者で
用意します。従って横断幕や看板等、持ち込みでご用意いただいたものが
使えない場合がございます。あらかじめご了承ください。**
- ② 出店関係車両の駐車は主催者が指定する場所に駐車してください
(キッチンカーを除き、各出店者1台まで)。
- ③ 出店に当たっては、紙製器など環境に配慮した容器を使用してください。
※プラスチック系の梱包や容器、カップ等は一切使用できません。
見つけ次第主催者から厳重な注意・悪質な場合は出店取りやめを申し
渡す場合がございます。
※紙製容器等については出店者でご用意ください。
- ④ **発電機を使用する場合は、常に発電機及びその周辺の安全確保に努めると
ともにイベント開催中は燃料の補給(注ぎ足し)を絶対にしないでください。**
- ⑤ 出店者にて消火器をご準備ください。
- ⑥ イベント終了後、当日の売上金額を報告してください。(別途ご連絡します)
※観光消費額把握のため、御協力をお願いします。
- ⑦ 別紙「出店に係る遵守事項」を遵守ください。

- ⑧ 飲料は別紙「飲料の統一販売価格」の価格にて販売してください。
(オリジナルドリンクやカクテル等は統一価格の対象外です)
- ⑨ 出店日については任意で申請できますが、一度決まった出店日においては
出店時間を厳守してください。イベント途中での参加・退場は認められません。

10) 搬出入について

- ① 搬入時間 12:00～13:30
② 搬出時間 19:30～21:00 完全撤収
※周囲の安全のため、入出時間は厳守してください。
※イベント途中での入場・退場は認められません。
※主催者が指定するルート、駐車位置を順守してください。

- 11) 申込方法 以下の必要事項を明記の上、申込フォームもしくは E メールにて
お申込みください。

申込フォーム:



E メール: office@kameoka.info

- ① 申請書(※1)
② 食品衛生責任者資格を証明できる書類データ
③ 食品営業賠償共済又は生産物賠償責任保険の加入証書データ
④ 飲食店営業許可証(露店)の写し
飲食店営業許可証(自動車)の写し
(固定店舗の)営業許可証の写し いずれか
⑤ テーマ商品の企画書(※1)
⑥ メイン品目の写真、過去の出店時のブース写真
(広報チラシ等に使用します。紙面スペース等の都合上、使用する写真は
事務局にて選定し、写真を使用しない場合がございますので、
悪しからずご了承ください)
⑦ (キッチンカーの場合のみ)車検証の写し(※2)
(※1)申込フォームからお申込みされる場合は提出不要です。
フォームの指示に従いご入力をお願いします。
(※2)記載事項に虚偽がある場合は出店できません。
また、書類に不備がある場合は出店をお断りする場合があります。

12)申 込 先 〒621-0804 京都府亀岡市追分町谷筋 25-30
 一般社団法人亀岡市観光協会（担当者：安部）

13)申 込 受 付 令和8年10月16日(金)17:00 まで

3.お申込み後の流れについて

■出店可否及のご案内

↓ （事務局）令和8年10月23日（金）までにメールにより結果通知

■出店料のお支払い

↓ （事業者様）令和8年10月31日（金）までに口座振込又は現金をご持参ください。

■搬入搬出等のご案内（出店事業者説明会）

↓ （事務局）令和8年11月10日（火）までに説明会についてのご案内をメールにて送付します。

■出店事業者説明会

↓ （事業者様）11 月中旬ごろ、出店事業者説明会へのご参加をお願いいたします。

■当日

出店に関する留意事項

【基本事項】

- 安全衛生及びサービス・モラルについて、徹底してください。
- 出店条件や規約等を逸脱する行為がある店舗については、店舗営業中であっても即時退店・閉店頂きます。その際は、いかなる場合においても異議を受け付けません。
- 出店決定後のキャンセルは原則出来ませんのでご了承ください。

【出店エリアについて】

- 出店区画以外のスペースを利用することは禁止します。(資機材の保管場所も含む)
- 備品及び商品の保安全管理は出店者が行ってください。盗難、紛失・損傷・事故など、主催者は一切の責任を負いません。
- 出店テントは出店者様でご用意をお願いします(出店スペース、電源のみのご用意となりますので、出店に必要なものは各自でご用意ください)。
- 景観を統一するために、出店エリア前面には実行委員会で指定する装飾が入ります。あらかじめご了承ください。
- 当日の出店区画状況によって、緊急に必要な資材等が発生した場合でも主催者は一切の補償は致しません。出店に必要な機材、造作等は全て出店者が負担をし、イベント終了後、原状回復してください。

【販売について】

- 出店者間及び会場での対人・対物のトラブル、食中毒などの食品衛生管理に伴い発生する損害等については、当該出店者の責任とし、主催者はその責任を負いません。
- 法令を遵守し、公序良俗に反する物品の出店及び販売方法でないことを遵守してください。特に、商標権の侵害など知的財産に関する違反行為は厳禁、また、産地偽装や来場者が誤解を招くような商品を扱わないでください。
- 酒類を缶のまま販売する際は「酒類販売業免許」が必要です。免許をお持ちでない場合は、必ずコップに移して販売してください。
- 20 歳未満の人へのアルコール類の販売を行わないでください。
- 必ず価格表示を行ってください。
- 調理においては、煙により近隣及び来場者等から苦情等があった場合は使用を中止していただくことがありますので、取扱いには十分気をつけてください。
- 事前に提出した物以外の商品の販売は不可です。
- 申込完了後の販売品目の変更・追加は認めません。
- 拡声器、マイクなどによる宣伝及び出店区画外での呼び込み、販売、売り歩き行為は禁止します。
- 野菜を除く、生もの(刺身等)の提供はできません。
- 冷蔵が必要な原材料(肉、魚など)はクーラーボックスや冷蔵設備等で調理直前まで冷蔵してください。
- 出店場所で多量の水を使用する調理・加工(麺類の水さらし等)は出来ません。
- 衛生面に万全を期して、事故・苦情等が発生しないようにしてください。
- 主催者は、出店及び食品販売行為に関して発生した事故・苦情に対して賠償責任を負いません。

○危険物や法律に触れるもの及び化粧品等保健所や厚労省による規制対象品については販売を行わないでください。

【衛生・営業許可について】

○管轄の営業許可(露店営業許可)を取得してください。

○取得している営業許可内の品目で営業してください。

○調理に従事する者は調理手袋を着用してください。

○食品衛生責任者の資格(又はこれに準ずる調理師免許等)を保有するスタッフを1名以上配置してください。

○保健所申請と異なる調理方法・工程は行わないでください。

○試食・試飲の提供は行わないでください。

○各社スタッフによるブース内での喫煙・飲酒は禁止とします。

○油等、地面が汚れる可能性のある店舗は、段ボールやビニールシート等による処置を必ず行ってください。

○イベント終了後は、出店区画内及び区画周辺の清掃をお願いします。飲食物などにより出店スペースが汚れた場合は、出店者が責任をもって清掃してください。

【環境保全について】

○食器はリユース食器又は紙製容器等、環境に配慮した素材のものを使用してください(プラスチック類は除く)。また、リユース食器のサイズ等に適さない飲食物の提供等については、紙製の容器を使用してください(紙製容器については出店者様でご用意をお願いします。)

(参考:リユース食器)



皿(直径21cm) M角皿(17×10cm・深さ3.5cm) 丼(直径16cm・深さ7cm) コップ1(540ml) コップ2(450ml)

○箸・スプーン・ストロー等は主催者では準備しません。プラスチック製ではない箸・スプーン・ストロー等をご準備ください。

○リユースコップには飲み物以外入れないでください。(唐揚げ等の油物や串物などはリユースコップに入れて販売しないでください)

○出店によって発生したゴミはすべて持ち帰ってください。

○プラスチック製レジ袋の提供は条例で禁止されています。

【消防法・火気使用について】

○露店営業、自動車営業での20kgボンベの使用は消防法で禁止されています。

○調理器具とガスボンベは2m以上離して設置してください。

○消火器は必ず準備してください。(10型以上、製造期間5年以下)

- 白熱電球など発火の恐れのある照明器具や調理器具の周辺に燃えやすいものを置かないでください。
- 京都中部広域消防組合火災予防条例、その他関連法令を遵守してください。
- カセットコンロ、ガスバーナー及び炭火の使用は禁止します。
- プロパンガスの手配は法令を遵守し、必ず専門業者に委託してください。
- ガスホースはガス漏れを防ぐため、器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか使用前に点検してください。
- プロパンガスを使用する場合は、直接日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、転倒しないよう確実にと固定してください。
- 店舗内で使用する機器は、防火防災材を使用してください。
- 万一事故が発生した場合、事故を起こした該当出店者で補償をお願いします。

【電気について】

- 主催者側から電源の提供を行います(1,500w×1口まで) ※2口使用のご要望は応相談
- 発電機を使用する場合は、常に発電機及びその周辺の安全確保に努めるとともに、イベント開催中は燃料の補給(注ぎ足し)を絶対にしないでください。

【安全確保について】

- 店舗の撤去から退場については、主催者が当日に連絡する具体的時間の指示を遵守して行ってください。
- 走行ルート、搬入・搬出時間は必ず主催者の指示に従ってください。
- 購入者待機列の整理は各自で行ってください。(動線確保のため列の解散を指示された際にはすぐに対応できるように人員を配置してください)
- 店舗の装飾などは、地震や突風などにより転倒、落下、移動等しないように確実に固定取り付けを実施し、来場者に危害が加わらないように確実に養生して安全を確保してください。
- 出店時にテントが風で飛ばされないように、ウエイト・重し等を必ずご用意ください。

【出店者の責任・補償について】

- 資機材の搬入・搬出及び店舗の設営・撤収時に生じた事故に関して、主催者は一切の責任を負いません。
- 購入者の苦情等は、出店者自らの責任と費用をもって対応してください。
- 食品衛生法及び関連法令の規定並びに衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、各自が自主責任として、食中毒や感染症、事故、苦情などが発生しないように十分注意してください。衛生管理、保険などについては、出店者の責任において対応してください。
- 万一、事故等が発生した場合、速やかに主催者に報告し、出店者自らの責任と費用をもって対応してください。
- 主催者、警察、消防及び保健所等、関係機関より指導があった場合は、それに従ってください。
- 出店に際して生じたトラブルについては、すべて出店者の責任において対応してください。
- 出店者はその責任において、必要な保険に加入する等、出店により生じた第三者への損失補償に備えてください。

○禁止事項や募集要項に反する行為をはじめ主催者の指示に従わない場合は、即時出店取り消しとし、また出店に関するいかなる損害も補償いたしません。なお、次年度以降の開催に際しても出店をお断りする場合があります。

○電源容量オーバーによる停電等、いかなる場合においても営業補償は行いません。

【暴力団排除について】

○亀岡市暴力団排除条例を遵守してください。また、同条例に基づき主催者が行う事務手続きに積極的に協力してください。

○出店者及び営業補助者または自社並びに自社の役員及び関係者等が、次のいずれにも該当しないこと。

①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び第6号に規定する暴力団及び暴力団員

②同一生計者に暴力団員がいる者

③暴力団員がその経営に実質的に関与している者

④暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑥暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

○上記項目の該当有無を確認するため、申込内容を京都府警察に照会する場合がありますのでご了承ください。

【出店料及び営業補償の考え方】

○開催時間の短縮並びに営業時間の変更をした場合、いかなる事由においても出店料は返金しません。また、出店に関する損害も補償しません。

○来場者の減少等、いかなる理由であっても主催者は営業に関する補償は一切行いません。また営業物品その他の買取りなども一切行いません。

○禁止事項をはじめ募集要項に反する行為や主催者の指導に従わない場合は、即時退店・閉店となりますが、出店料は返金しません。また出店に関する損害も補償いたしません。

【応募について】

○当日も含め、申込み後は出店者の変更はできません。いかなる事情がある場合でも出店辞退とさせていただきます。

○本募集要項を精読し、内容すべてを了承できる方のみ出店を認めます。

○1申請者(社)につき1店舗のみの申請とします。複数の申込みをした場合、そのすべてを無効とします。

○出店者及び出店場所は、主催者による厳正なる抽選により決定します。なお、結果に対する質問、異議等の問合せについては一切応じません。抽選結果については、メールでお知らせをいたします。

アドレス(office@kameoka.info)からのメールが受信できるよう設定をお願いします。

○出店権利の第三者への譲渡並びに出店者間の権利の譲渡及び交換は禁止します。

【応募期間及び提出物・提出先について】

○提出物

- ① 申請書(※1)
- ② 食品衛生責任者資格を証明できる書類データ
- ③ 食品営業賠償共済又は生産物賠償責任保険の加入証書データ
- ④ 飲食店営業許可証(露店)の写し
飲食店営業許可証(自動車)の写し
(固定店舗の)営業許可証の写し いずれか
- ⑤ テーマ商品の企画書(※1)
- ⑥ メイン品目の写真、過去の出店時のブース写真
(広報チラシ等に使用します。紙面スペース等の都合上、使用する写真は事務局にて選定し、写真を使用しない場合がございますので、悪しからずご了承ください)
- ⑦ (キッチンカーの場合のみ)車検証の写し(※2)

(※1)申込フォームからお申込みされる場合は提出不要です。

フォームの指示に従いご入力をお願いします。

(※2)記載事項に虚偽がある場合は出店できません。

また、書類に不備がある場合は出店をお断りする場合があります。

○提出先 一般社団法人亀岡市観光協会

○提出方法 Eメール(office@kameoka.info)もしくは
申込フォーム:



○募集期限 令和8年10月16日(金)17:00まで